

○下田市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付事務取扱要領

平成31年3月28日告示第47号

改正

令和2年8月3日告示第163号

令和3年4月1日告示第52号

令和7年3月13日告示第21号

下田市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下田市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱（平成31年下田市告示第46号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(採択条件等)

第3条 補助金の交付条件は、要綱第2条に定める木造住宅の耐震補強計画策定及び耐震補強工事を行う事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 持家及び賃貸住宅の所有者が行う耐震補強計画策定及び耐震補強工事

(2) 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上とし、かつ、耐震評点が0.3以上上がる耐震補強計画策定及び耐震補強工事

2 前項に規定する耐震診断は、次の各号のいずれかにより実施した診断とする。

(1) わが家の専門家診断（平成13年8月7日付け住安第219号）

(2) 建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が、一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施した耐震診断

3 耐震評点1.0以上とする耐震補強計画は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が、次の各号のいずれかの基準で策定する計画とする。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」

(2) 新工法を採用する等、前号の基準での策定が困難な場合は、前号と同等以上の効果が認められる耐震補強計画

4 要綱別表の高齢者のみが居住する木造住宅（借家を除く。）等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上の者のみが居住するもの

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの

(4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

5 要綱別表の安価な工法を用いた耐震補強計画の要件は、次の各号のいずれにも該当す

るものとする。

- (1) 耐震補強計画策定を行う事業者が、国立大学法人名古屋工業大学高度防災工学研究所センターが行う木造住宅耐震リフォーム達人塾を受講していること。
- (2) 精密診断を行うこと。
- (3) 第1号に掲げる講習を受講した事業者が耐震補強計画を策定すること。

(添付書類)

第4条 要綱第4条に規定する下田市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震補強計画の策定に要する経費の見積書(概算)の写し
- (2) 耐震補強工事に要する経費の見積書(概算)の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し(下田市が確認することに同意の場合は省略)
- (4) 静岡県耐震補強相談士登録証の写し
- (5) 付近見取図(案内図)
- (6) 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図
- (7) 住宅の建築年次を証明する書類(次に掲げる書類のいずれか)の写し(下田市が確認することに同意の場合は省略)
 - ア 建築確認通知書
 - イ 固定資産税名寄帳兼課税台帳(家屋)
 - ウ 家屋登記簿謄本
- (8) 住宅の所有者を証明する書類(次に掲げる書類のいずれか)の写し(下田市が確認することに同意の場合は省略)
 - ア 固定資産税名寄帳兼課税台帳(家屋)
 - イ 家屋登記簿謄本
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第5条に規定する下田市木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 変更しようとする事項に係る書類全て
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 要綱第7条に規定する耐震補強計画確認依頼書に添付する書類は、次に掲げるものとし、既に市長に提出したものから変更のないものにあつては、省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 耐震補強計画の策定に要した経費の領収書の写し
- (4) 耐震補強計画結果報告書の写し
- (5) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- (6) 耐震補強計画平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 要綱第8条に規定する下田市木造住宅耐震改修助成事業完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震補強工事に要した経費の領収書等の写し

- (2) 工事監理報告書（施工箇所ごとの施工状況の分かる写真）
- (3) 計画変更該当しない軽微な変更に関わる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
（下田市木造住宅補強計画策定事業費補助金取扱要領の廃止）
- 2 下田市木造住宅補強計画策定事業費補助金取扱要領（平成20年下田市告示第27号）は、
廃止する。